

独立行政法人農畜産業振興機構の
令和 3 年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度(第4期)
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 天野 正治
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久

3. 評価の実施に関する事項
<p>農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。</p> <p>なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし。</p>

1. 全体の評定																							
評定 (S、A、B、C、D)	B：令和3年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																					
		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度																	
		B	B	B	B																		
評定に至った理由	<p>評価を行った結果、小項目では11項目がa評価、82項目がb評価となり、中項目では2項目がA評価、21項目がB評価となり、大項目の評価は6項目がB評価となった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。</p> <p>(項目別評定の分布)</p> <p>小項目では、108項目中 11項目がa評価、82項目がb評価、評価対象外が15項目 中項目では、31項目中 2項目がA評価、21項目がB評価、評価対象外が8項目 大項目では、8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価項目 (大項目)</th> <th style="text-align: center;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第3 予算、収支計画及び資金計画</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第4 短期借入金の限度額</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第5 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第7 剰余金の使途</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table>					評価項目 (大項目)	評価	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	B	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	B	第3 予算、収支計画及び資金計画	B	第4 短期借入金の限度額	B	第5 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第7 剰余金の使途	—	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B
評価項目 (大項目)	評価																						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	B																						
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	B																						
第3 予算、収支計画及び資金計画	B																						
第4 短期借入金の限度額	B																						
第5 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																						
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																						
第7 剰余金の使途	—																						
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>国民に対して提供するサービスの項目については、セグメント毎の経営安定対策では、目標どおりの迅速な交付金の交付等を行っているほか、畜産関係業務では、需給調整・価格安定対策、飼料穀物価格の高騰対策、飼料作物が暑熱等により不足したことに伴う自給飼料を酪農経営体等に支援する取組など、国の要請を踏まえた緊急対策についても、迅速かつ的確に実施している。野菜関係業務に関しては、暖冬等の影響によって主要野菜の価格低迷が長期化する中、大幅に見直しを行った需給調整・価格安定対策についても、当省・団体等と連携して的確に実施した。また、砂糖・でん粉関係業務では、新型コロナウイルスの感染拡大や首都直下地震等、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や業務マニュアルの作成により危機管理の向上を図った。情報収集提供業務に関しては、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品や国際果実野菜年等タイムリーなテーマを取り上げ、高評価を得られたこと等は評価できる。</p> <p>業務運営の効率化の項目については、ICTの活用による業務の効率化において、各業務システムのオンライン化を計画的に推進するとともに令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン化を進めるためオンライン化の方針を策定した。</p> <p>業務経費(附帯事務費)や一般管理費を計画どおり削減している。また、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、内部統制に係る平成27年度からの新たな取組についても、計画どおりに実施している。その他、砂糖勘定の繰越欠損金に関する借入コストの抑制、不要財産の国庫納付等についても、計画通りに実施しており、総じて順調な組織運営を行っている」と評価する。</p>

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。
---------------------	------------------------

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

監事等からの意見	
その他特記事項	

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B			
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	B	B	B		1-1	
（1）経営安定対策						〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	b○	a○重	a○重	b○重		〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況の公表	—	b	b	b		〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	—○	—○重	—○重	—○重		〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況の公表	—	—	—	—		〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）生産者補給交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇（イ）ホームページによる交付状況の公表	b	b	b	b		〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b	b		〃	
◇（2）緊急対策	<u>b</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>		〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B	B	<u>B</u>		1-2	
（1）経営安定対策						〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）生産者補給交付金等の交付	b○	a○重	b○重	b○重		〃	
◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b	b		〃	
イ 畜産業振興事業						〃	
◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇（イ）補完対策	b	b	b	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施							
（2）需給調整・価格安定対策						〃	
ア 指定乳製品等の輸入・売買						〃	
◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸出入札	b	b	b	b		〃	
（イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売渡し等						〃	
◇①指定乳製品等の的確な売渡し	b	b	b	b		〃	
◇②需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握	b	b	b	b		〃	
◇（ウ）価格騰貴等の場合における20営業日以内の需要者へ売渡しの実施	b	b	b	—		〃	
◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表	b	b	b	b		〃	
◇（オ）売買実績に係る情報の公表	b	b	b	b		〃	
◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b	b		〃	
◇（3）緊急対策	<u>b</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>	<u>a重</u>		〃	
○3 野菜関係業務	B	B	A	B		1-3	
（1）経営安定対策						〃	
◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重	a○重	b○重		〃	
◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付	b○	b○重	a○重	b○重		〃	
◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表	b	b	b	b		〃	
◇オ セーフティネット対策の適切な対応	b	b	a	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	b	a	b		〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施	b	a	a	a		〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	B	B	B	B		1-4	
(1)経営安定対策						〃	
ア 砂糖関係業務						〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		〃	
イ でん粉関係業務						〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	b○	b○重	b○重	b○重		〃	
◇(ウ)業務内容等の公表	b	b	b	b		〃	
(2)需給調整・価格安定対策						〃	
◇ア 砂糖関係業務	b	a	a	a		〃	
◇イ でん粉関係業務	b	b	a	a		〃	
○5 情報収集提供業務	B	B	B	B		1-5	
(1)調査テーマの重点化						〃	
◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化	b	b	a	b		〃	
◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組	b	b	b	a		〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供						〃	
◇ア 情報の期間内の公表	b	b	b	b		〃	
◇イ 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応	b	b	b	b		〃	
(3)情報提供の効果測定等						〃	
◇ア アンケート調査の実施	b	b	a	b		〃	
◇イ 情報利用者の満足度	b	b	b	b		〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等	b	b	b	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
○6 TPP等政策大綱への対応	A					1-6	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	A	B			
○1 業務運営の効率化による経費の削減	B	B	B	B		2-1	
◇(1)業務経費の削減	b	b	b	b		〃	
◇(2)一般管理費の削減	b	b	b	b		〃	
○2 役職員の給与水準	B	B	B	B		2-2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組	B	B	B	B		2-3	
◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	b	b	b	b		〃	
◇(2)競争性、透明性の確保	b	b	b	b		〃	
◇(3)監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	b	b	b	b		〃	
○4 業務執行の改善	B	B	A	B		2-4	
(1)業務全体の点検・評価						〃	
◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価	b	b	b	b		〃	
◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施	b	b	a	b		〃	
◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映	b	a	—	a		〃	
(2)補助事業の審査・評価						〃	
◇ア 事業の達成状況等の自己評価	b	b	b	b		〃	
◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	b	b	a	b		〃	
◇ウ 必要に応じた業務の見直し	b	b	b	—		〃	
○5 機能的で効率的な組織体制の整備	B	—	—	—		2-5	
○6 補助事業の効率化等	B	B	B	B		2-6	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
(1)透明性の確保						//	
◇ア 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施	b	b	b	b		//	
◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表	b	b	b	b		//	
◇ウ 事業説明会等の実施	b	b	b	b		//	
(2)効率的な事業の実施						//	
◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施	b	b	b	b		//	
◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択	b	b	b	b		//	
◇ウ 設置する施設等について必要に応じた現地調査の実施	—	—	—	—		//	
◇エ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施	b	b	b	b		//	
◇オ 事後評価	—	b	b	—		//	
◇カ 事務処理手続の迅速化	b	b	c	b		//	
◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入	b	b	b	b		//	
◇ク 評価手法の必要に応じた改善等	—	—	—	—		//	
◇ケ 決算上の不用理由の分析	b	b	b	b		//	
◇コ 基金の見直し	b	b	b	b		//	
○7 ICTの活用による業務の効率化	A	B	S	A		2-7	
○8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B	B	B		2-8	
第3 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B			
○1 財務運営の適正化	B	B	B	B		3	
◇(1)収益化単位の業務毎の予算と実	b	b	b	b		//	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
績の適切な管理							
◇(2)業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示	b	b	b	b		//	
○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	B	B	B	B		//	
第4 短期借入金の限度額	B	B	B	B			
○1 運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	—	—	—	—		4	
○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	B	B	B	B		//	
○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ	—	—	—	—		//	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B	B	B			
○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B		5	
○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付	B	B	B	B		//	
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—			

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
	—	—	—	—		6	
第7 剰余金の使途	—	—	—	—			
	—	—	—	—		7	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B			
○1 ガバナンスの強化	B	B	B	B		8-1	
(1)内部統制の充実・強化						〃	
◇ア 内部統制の推進	b	b	b	b		〃	
◇イ 役員会の開催	b	b	b	b		〃	
◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進	b	b	a	b		〃	
◇エ 内部監査の実施	b	b	b	b		〃	
◇オ リスク管理対策の推進	b	b	b	b		〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b	b	b		〃	
◇(2)コンプライアンスの推進	c	b	b	b		〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B	B		8-2	
◇(1)職員の人事に関する方針	b	b	b	b		〃	
◇(2)人員に関する指標	b	b	b	b		〃	
(3)業務運営能力等の向上						〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	b	b	b		〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b	b		〃	
○3 情報公開の推進	B	B	B	B		8-3	
◇(1)照会事項への対応	b	b	b	b		〃	
(2)資金の流れ等についての情報公開の推進						〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
◇(ア)機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	
◇(イ)生産者等への資金に係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b	b	b	b		〃	
◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進	b	b	b	b		〃	
○4 消費者等への広報	B	B	A	A		8-4	
(1)消費者等への情報提供						〃	
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討	b	b	b	b		〃	
◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施	b	b	b	b		〃	
◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進	b	b	a	a		〃	
◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催	b	b	a	a		〃	
◇(2)ホームページの機能強化	a	a	a	a		〃	
○5 情報セキュリティ対策の向上	C	B	A	B		8-5	
◇(1)情報セキュリティ対策の向上	c	b	a	b		〃	
◇(2)緊急時を含めた連絡体制の整備	b	b	b	b		〃	
○6 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—		8-6	
○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分	B	B	B	B		8-7	
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	—	—	—		8-8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書Noを記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 (2) 緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第3条 肉用子牛生産安定等特別措置法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0161、0163、0164

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
肉用牛交付金を交付した件数	—	—	1,255件 (517件)	18,197件	45,187件	19,291件		予算額(千円)	206,302,632	243,818,007	336,213,928	273,194,195	
目標業務日以内に交付した件数	35業務日 以内の交付	—	1,255件 (517件)	18,197件	45,187件	19,291件		決算額(千円)	41,605,988	27,773,606	102,351,051	67,091,609	
達成度合	—	—	100% (100%)	100%	100%	100%		経常費用(千円)	53,246,549	113,425,014	102,368,952	67,116,954	
肉用牛交付金を交付した回数	—	—	— (—)	4回	4回	4回		経常利益(千円)	△25,493,694	△103,827,209	△2,914,336	△3,405,628	
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日 以内の公表	—	— (—)	4回	4回	4回		当期総利益(千円)	14	50,480	3,760,875	△305,573	
達成度合	—	—	—	100%	100%	100%		行政コスト(千円)	—	113,425,014	102,368,952	67,116,954	
								行政サービス実施コスト(千円)	18,172,373	—	—	—	
								従事人員数	52.86	52.00	52.00	52.00	

を制定した事業数	制定													
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

4) 30年度の欄の括弧内は、TPP11協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)													
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもB評価であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 中項目の総数：6 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：0×3点＝0点 評価Bの中項目数：5×2点＝10点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計10点（10/10＝100%） </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る </td> </tr> </table>	評価	B	大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもB評価であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）		中項目の総数：6 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：0×3点＝0点 評価Bの中項目数：5×2点＝10点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計10点（10/10＝100%）		評価	B	<評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る	
評価	B															
大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもB評価であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）																
中項目の総数：6 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：0×3点＝0点 評価Bの中項目数：5×2点＝10点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計10点（10/10＝100%）																
評価	B															
<評価に至った理由> 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る																
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚に													

<p>についての交付金の交付等</p>	<p>についての交付金の交付等</p>	<p>についての交付金の交付等</p>	<p>についての交付金の交付等</p>			<p>具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の評定を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評定はaが1、bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）</p> <p>小項目の総数：8</p> <p>評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 13点（13/12=108%）</p> <p>・畜産（肉畜・食肉等）関係業務については畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。</p> <p>・中期目標において、法人は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和3年度は、飼料穀物価格の高騰対策等について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--	--	---

(ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。
(第 3 期中期目標期間実績：－業務日)

【重要度：高】

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。
(第 3 期中期目標期間実績：－業務日)

(ア) 肉用牛交付金の交付
肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。

(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表
肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

(ア) 肉用牛交付金の交付
肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。

(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表
肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

◇ (ア) 肉用牛交付金の交付
分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。
s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
b：達成度合は 100%であった
c：達成度合は、80%以上 100%未満であった
d：達成度合は、80%未満であった

◇ (イ) ホームページによる交付状況の公表
分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。
s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
b：達成度合は、100%であった
c：達成度合は、80%以上 100%未満であった
d：達成度合は、80%未

<主要な業務実績>
肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。
肉用牛交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施した。
(別添 1 - 1)

<主要な業務実績>
肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。
(別添 1 - 1)

<評定と根拠>
評定 b
販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (19,291 件/19,291 件) であった。
<課題と対応>
特になし

<評定と根拠>
評定 b
事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。
<課題と対応>
特になし

評定	b
法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b
法人の自己評価は、適当と認められる。	

<p>(ウ) 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>満であった</p> <p>◇ (ウ) 肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100% であった c：達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d：達成度合は、80% 未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。 肉豚交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を、引き続き適切に実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td colspan="2">－</td> </tr> </table>	評定	－	－	
評定	－									
－										
<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：－業務日)</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇ (エ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100% であった c：達成度合は、80% 以</p>	<p><主要な業務実績> 該当なし</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> －</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td colspan="2">－</td> </tr> </table>	評定	－	－	
評定	－									
－										

<p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績：11 業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 (ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p>	<p>上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 ◇ (ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。交付業務に当たっては、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して、事務スケジュールの順守の徹底等を周知した。 (別添 1-2)</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (207 件/207 件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間実績：5 業務日)</p>	<p>(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、</p>	<p>(イ) 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、</p>	<p>◇ (イ) ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。 (別添 1-3)</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100% (1 回/1 回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号。以下「機構法」という。)に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p>	<p>ホームページで公表する。</p> <p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>ホームページで公表する。</p> <p>ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第2の6の(1)のイ参照)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 第2の6の(1)のイ参照 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2220 667 2534 716">評定</td> <td data-bbox="2534 667 2878 716">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2220 716 2878 1944">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期間実績：18 業務日)</p> <p>【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>◇(2) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 飼料穀物価格の高騰対策、新型コロナウイルス感染拡大に伴う肉用牛肥育経営等への支援対策事業等について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 (別添1-4)</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100% (4 事業/4 事業) であった。 特に、飼料穀物価格が高騰する中、その支援等に当たり、異常補填基金の補填財源を早期に確保するため、事業実施主体の業務方法書等の改正手続きの実施時期を踏まえ、国、事業実施主体と緊密に連携するなどし、迅速かつ的確に事業を行うことができたことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2205 134 2531 184">評定</th> <td data-bbox="2531 134 2878 184">a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 184 2878 1638">3年度新規事業として、飼料穀物価格が高い水準で続く中、異常補填基金の補填財源を早期に確保するため、事業実施主体の業務方法書等の改正手続きの実施時期を踏まえ、迅速かつ的確に事業を行うことができたことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</td> </tr> </table>	評定	a	3年度新規事業として、飼料穀物価格が高い水準で続く中、異常補填基金の補填財源を早期に確保するため、事業実施主体の業務方法書等の改正手続きの実施時期を踏まえ、迅速かつ的確に事業を行うことができたことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	
評定	a									
3年度新規事業として、飼料穀物価格が高い水準で続く中、異常補填基金の補填財源を早期に確保するため、事業実施主体の業務方法書等の改正手続きの実施時期を踏まえ、迅速かつ的確に事業を行うことができたことは、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。										

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の25%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 (3) 緊急対策		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 難易度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0158、0161、0163、0164

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数	—	44件	66件	147件	153件	158件		予算額（千円）	97,982,477	103,326,214	113,466,983	80,256,475
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内の交付	44件	66件	147件	153件	158件		決算額（千円）	63,337,019	68,069,232	66,346,171	64,028,468
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	60,988,102	66,820,877	64,950,839	63,136,265
受託数量等を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回		経常利益（千円）	△7,991,425	△9,860,020	△8,510,870	△10,432,250
目標業務日以内に公表した回数	9業務日以内の公表	12回	12回	12回	12回	12回		当期総利益（千円）	1	7,466	9,565	1,870
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	—	66,820,877	64,950,839	63,136,265
加工原料乳生産者積立	—	—件	1件	3件	2件	3件		行政サービス実施コスト（千円）	28,477,095	—	—	—
								従事人員数	20.39	22.70	22.70	22.70

公表した回数																			
目標の期日までに公表した回数	翌月19日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%													
緊急対策として制定した事業数	—	—	5事業	5事業	16事業	1事業													
目標業務日以内に要綱を制定した事業数	18業務日以内の要綱制定	—	5事業	5事業	16事業	1事業													
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%													

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	○2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等			評価	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価はaが1、bが10であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：12 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：10×2点＝20点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 23点（23/22=105%） ・畜産（酪農・乳業）関係業務については、畜産経営の安定に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策、需給調整・価格安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。	

<p>(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する(対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く)。 (第3期中期目標期間実績:18業務日)</p> <p>【重要度:高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>(ア) 対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>◇(ア) 生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付について、交付対象事業者等からの交付申請に係る支払請求件数158件に対し、18業務日以内に交付を行った件数は158件であった。 (別添2-1)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 支払請求のあった全てについて、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付することができた。達成度合は100%(158件/158件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>・中期目標において、法人は畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を実施することとしており、令和3年度は、暑熱等により、飼料作物が生育不良等により不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、国の要請に基づき、対策の公表後、迅速に事業実施要綱の制定、改正等を行い、早期に事業を実施している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1" data-bbox="2208 848 2878 894"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b							

(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。
(第3期中期目標期間実績：8業務日)

(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

◇(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報の公表
分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。
s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる
b：達成度合は、100%であった
c：達成度合は、80%以上100%未満であった
d：達成度合は、80%未満であった

<主要な業務実績>
交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9業務日以内にホームページで公表した。
事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者(注)に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。
(別添2-2)
(注) 生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。

<評定と根拠>
評定b
事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。

<課題と対応>
特になし

評定	b
法人の自己評価は、適切と認められる。	

イ 畜産業振興事業
(ア) 酪農対策
酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。
このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。
(第3期中期目標期間実績：実績なし)

イ 畜産業振興事業
(ア) 酪農対策
生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。
このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

イ 畜産業振興事業
(ア) 酪農対策
加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

イ 畜産業振興事業
◇(ア) 酪農対策
加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成
分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を14業務日以内に交付した件数とする。
s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる
a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる

<主要な業務実績>
補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求に係る支払件数3件に対し、いずれも14業務日以内に交付した。

<評定と根拠>
評定b
支払請求のあった3件について、いずれも14業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(3件/3件)であった。

<課題と対応>
特になし

評定	b
法人の自己評価は、適切と認められる。	

【重要度：高】
基本計画に基づく経営安定対策として、的確

<p>に実施する必要があるため。</p> <p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のた</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従っ</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 (ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受</p>	<p>b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇(ア) 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分</p>	<p><主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第2の6の(1)のイ参照)</p> <p><主要な業務実績> 国家貿易機関として、令和3年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量につ</p>	<p><評定と根拠> 評定b 第2の6の(1)のイ参照 <課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 国から通知を受けた数量について、全量を輸入入札に付すことがで</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2231 453 2540 495">評定</td> <td data-bbox="2540 453 2867 495">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2231 495 2867 1730">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2231 1730 2540 1772">評定</td> <td data-bbox="2540 1730 2867 1772">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2231 1772 2867 1938">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														

<p>めの入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)</p>	<p>て国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>けた令和3年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。</p> <p>(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>子を輸入入札に付した数量とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(イ) 国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売り渡し等</p> <p>◇① 指定乳製品等の的確な売り渡し</p> <p>分母を国が指示する方針による売渡し計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>いて、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。</p> <p>i) 国から通知を受けた数量 137,202トン</p> <p>ii) 輸入入札に付した上で契約を締結した、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルの数量(不落札分を除く。)</p> <p>全乳換算数量 137,202トン</p> <p><主要な業務実績></p> <p>四半期毎に農林水産省生産局長及び畜産局長あてに届け出ている売渡し計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。</p> <p>i) 売渡し計画の合計数量 15,498トン</p> <p>ii) 売渡入札に付した数量 15,498トン</p>	<p>きた。達成度合は100%(137,202トン/137,202トン)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2199 1029 2531 1071"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="2537 1029 2867 1071"> <p>b</p> </td> </tr> </table>						<p>評価</p>	<p>b</p>
<p>評価</p>	<p>b</p>						
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>							

<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>(第 3 期中期目標期間実績：20 業務日)</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しが当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しが当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときは、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p> <p>◇② 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇(ウ) 価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施</p> <p>分母を輸入の契約数(20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。</p> <p>s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望・意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況に至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>需要者との情報交換会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2208 136 2534 317">評価</td> <td data-bbox="2534 136 2878 317">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2208 317 2878 1066">法人の自己評価は、適切と認められる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2208 1066 2534 1115">評価</td> <td data-bbox="2534 1066 2878 1115">－</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2208 1115 2878 1946">－</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適切と認められる。		評価	－	－	
評価	b													
法人の自己評価は、適切と認められる。														
評価	－													
－														

<p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)</p>	<p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>(エ) 上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(エ) 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表 分母を4回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表することができた。達成度合は100%(4回/4回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p> <p>(第3期中期目標期間</p>	<p>(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観</p>	<p>(オ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観</p>	<p>◇(オ) 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成の</p>	<p><主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。</p> <p>(別添2-3)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月19日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

実績：翌月の19日)	点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。	点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。	ための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった							
イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第3期中期目標期間実績：6回(平成29年度実績))	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と5月、10月及び1月に共催した。	<評定と根拠> 評定b 「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第3期中期目標期間	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%で	<主要な業務実績> 令和3年度の暑熱等により、飼料作物が生育不良等により不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、国からの要請文受理後、18業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 (別添1-4)	<評定と根拠> 評定a 事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100%(1事業/1事業)であった。 特に、暑熱等により、飼料作物が生育不良等となり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する取組の実施に当たっては、輸入粗飼料の入手が困難になりつつある中、早急に事業を実施する必要があったこ	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暑熱等により、飼料作物が生育不良等となり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、輸入粗飼料の入手が困難になりつつある中、早急に事業を実施する必要があったことを踏まえ、新たに措置された事業の内容を周知するとともに、地域における被害等の状況を把握するため、Web会議システムを利用した説明会を開催する等、迅速かつ的確に事業を実施できたことは、目標を上回る成果があったとも認められるため、a評価とした。</td> </tr> </table>	評定	a	暑熱等により、飼料作物が生育不良等となり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、輸入粗飼料の入手が困難になりつつある中、早急に事業を実施する必要があったことを踏まえ、新たに措置された事業の内容を周知するとともに、地域における被害等の状況を把握するため、Web会議システムを利用した説明会を開催する等、迅速かつ的確に事業を実施できたことは、目標を上回る成果があったとも認められるため、a評価とした。	
評定	a									
暑熱等により、飼料作物が生育不良等となり、不足する自給飼料を酪農経営体等へ支援する事業について、輸入粗飼料の入手が困難になりつつある中、早急に事業を実施する必要があったことを踏まえ、新たに措置された事業の内容を周知するとともに、地域における被害等の状況を把握するため、Web会議システムを利用した説明会を開催する等、迅速かつ的確に事業を実施できたことは、目標を上回る成果があったとも認められるため、a評価とした。										

<p>実績：18 業務日)</p> <p>【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。</p>			<p>あった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった</p>		<p>とを踏まえ、新たに措置された事業の内容を周知するとともに、地域における被害等の状況を把握するため、Web 会議システムを利用した説明会を開催するなど、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を行うことができたことから、a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の80%程度となっているが、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量が当初の見込みを下回ったことが要因である。</p>

3. 各事業年度の業務に係る標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策	○3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策			評価	B
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はaが1、bが6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：7 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：6×2点＝12点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 15点 (15/14=107%)</p> <p>・野菜関係業務については、野菜生産出荷安定法に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。 ・需給調整・価格安定対策に係る業務については、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより、価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加。さらに、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・HPにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成が図られた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>							

<p>ア 指定野菜価格安定対策事業 定野菜の価格の著し低落があった場合にいて、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：11業務日）</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ア 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった2,212件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。 （別添3-1）</p>	<p><評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて、11業務日以内に交付することができた。達成度合は100%（2,212件/2,212件）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。</p>	<p>◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち21業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった151件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に全て交付した。 （別添3-2） なお、令和3年2月に開設した国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”について、令和4年2月22日開催の第34回独立行政法人評価制度</p>	<p><評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて、21業務日以内に交付することができた。達成度合は100%（151件/151件）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績 : 21 業務日)</p> <p>【重要度 : 高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>委員会(総務省主催)において、他法人等の参考に資するものとなる取組事例として紹介された。 (別添 3-3)</p>						
<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績 : 11 業務日)</p> <p>【重要度 : 高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請のあった 1,008 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 (別添 3-4)</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100% (1,008 件/1,008 件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品</p>	<p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品</p>	<p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品</p>	<p>◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の</p>	<p><主要な業務実績> 野菜価格安定制度の対象となっている各品</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 事務処理を迅速に行</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：毎月)</p>	<p>目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで公表した。 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。 (別添3-5)</p>	<p>った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100% (12月/12月)であった。 <課題と対応> 特になし</p>					
	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の令和3年からの新規加入者について、野菜価格安定制度との同時利用を可能とする特例が開始されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等への周知や照会等に適切に対応する。</p>	<p>◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(Web会議)(対象者210名)において、同時利用の特例の内容、留意事項、実施状況などを説明・周知した。 また、令和3年10月の収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用可能期間の延長及び自動継続特約の導入についても、農林水産省・全農等と緊密に連携し、現場が混乱しないよう、Q&A集の更新・拡充、問合せ対応(43件)、ホームページによる留意事項などの情報提供の</p>	<p><評定と根拠> 評定b 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会の開催、Q&A集の更新・拡充、問合せ対応、ホームページによる留意事項などの情報提供により事業内容の周知・徹底を図り、混乱なく円滑な運用ができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2214 1083 2516 1113">評定</td> <td data-bbox="2528 1083 2855 1113">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2214 1121 2855 1927">法人の自己評価は、適切と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適切と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適切と認められる。										

<p>オ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>カ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>更新により事業内容の周知・徹底を図った。 <主要な業務実績> 契約野菜収入確保モデル事業について、野菜事業担当者会議（Web方式）での事業内容の説明を行った。また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、Facebook、情報誌、農業紙などへの広告掲載、生産者・中間事業者への事業の情報提供に加え、過年度の応募者の傾向や問合せの状況を踏まえ、生産者と契約取引を行う農協を対象としたプロモーション（公募チラシの郵送、電話での案内など）を新たに実施するなど、幅広く事業内容の周知を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 契約野菜収入確保モデル事業について野菜事業担当者会議（Web方式）で事業内容の説明を行うことができた。達成度合は100%（1事業/1事業）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業</p>	<p>(2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、緊急需給調整事業その他の野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>◇(2) 需給調整・価格安定対策 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%で</p>	<p><主要な業務実績> 緊急需給調整事業及び端境期等対策産地育成事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会（Web会議）（対象者210名）において、事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。 また、暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中、適切なタイミングでの需給調整を促すため、今</p>	<p><評定と根拠> 評定 a 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、野菜農業振興事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は100%（2事業/2事業）であった。 また、暖冬等の影響による主要野菜の価格の低迷の長期化を踏まえて事業を大幅に見直し、</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加した。また、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</td> </tr> </table>	評定	a	暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加した。また、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	
評定	a									
暖冬等の影響によって主要野菜の価格の低迷が長期化する中で、補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、当省・団体等と連携して当該見直しに係る周知をすることにより価格低落時における緊急需給調整事業の取組が増加した。また、国連が定めた国際果実野菜年2021の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。										

<p>連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)</p>	<p>説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>		<p>あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>年度から補填水準の引き上げ及び生産者の負担割合の引き下げを行うとともに、事業への参加促進措置を導入する等事業を大幅に見直し、農林水産省・全農等と連携して当該見直しに係る周知に努めた結果、交付実績が大幅に増加した。 さらに、国連が定めた国際果実野菜年 2021 の取組として毎月、四季の野菜の栄養価・産地・レシピ等を野菜需給協議会メンバーに提供すると共に、情報誌・ホームページにおいても公表し、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図った。 (別添3-6)</p>	<p>当該見直しの周知に努めた結果、交付実績が大幅に増加し、事業実施後において一定の事業効果が確認できたことに加え、国際果実野菜年 2021 の機会を捉えて需給情報の発信強化を図ることで、野菜の生産から流通・消費に至る幅広い関係者の共通認識の醸成を図ることができたことから、a 評価とした。 <課題と対応> 特になし</p>	
---	--------------------------------	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164、0190

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甘味資源作物交付金概算払請求の総件数	—	229件	210件	208件	196件	216件		予算額（千円）	105,049,913	108,463,796	106,765,272	115,328,720	
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	229件	210件	208件	196件	216件		決算額（千円）	88,534,195	95,355,078	97,660,255	98,990,696	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		経常費用（千円）	67,069,951	78,380,556	72,559,560	70,270,855	
国内産糖交付金の申請書受理の総件数	—	184件	158件	183件	174件	185件		経常利益（千円）	5,438,645	△6,403,913	△9,210,028	△10,366,183	
目標業務日以内に交付した件数	18業務日以内の交付	184件	158件	183件	174件	185件		当期総利益（千円）	5,438,645	△6,403,913	△8,591,263	△9,105,217	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	—	78,380,556	72,559,560	70,270,855	
交付決定数を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回		行政サービス実施コスト（千円）	△21,468,916	—	—	—	
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回		従事人員数	50.20	52.98	52.98	52.98	

した回数	表													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付（砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円）したため。

4) 令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。

5) 令和2年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入540億円に対し交付金等支出が623億円となり83億円の収支差が生じたため。

6) 令和3年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入514億円に対し交付金等支出が606億円となり92億円の収支差が生じたため。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務			評価	B
						<p><評価に至った理由></p> <p>小項目の評価はaが2、bが6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：8</p> <p>評価sの小項目数：0×4点＝0点</p> <p>評価aの小項目数：2×3点＝6点</p> <p>評価bの小項目数：6×2点＝12点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 18点（18/16＝113%）</p> <p>・砂糖・でん粉関係業務については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき法人が実施する経営安定対策が、いずれも迅速かつ適切に実施されている。</p> <p>・需給調整・価格安定対策に係る業務については、新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	

(1) 経営安定対策
ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

【重要度：高】

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

【重要度：高】

基本計画に基づく経営安定対策であり、ま

(1) 経営安定対策
ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(1) 経営安定対策
ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(1) 経営安定対策
ア 砂糖関係業務

◇(ア) 甘味資源作物交付金の交付

分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。

s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる

a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる

b：達成度合は、100%であった

c：達成度合は、80%以上100%未満であった

d：達成度合は、80%未満であった

◇(イ) 国内産糖交付金の交付

分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。

s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる

a：達成度合は100%で

<主要な業務実績>

甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった216件全てについて、8業務日以内に交付した。

(別添4-1)

<主要な業務実績>

国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった185件全てについて、18業務日以内に交付した。

(別添4-2)

<評定と根拠>

評定b

概算払請求のあった全てについて8業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(216件/216件)であった。

<課題と対応>

特になし

<評定と根拠>

評定b

交付申請のあった全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(185件/185件)であった。

<課題と対応>

特になし

評定

b

法人の自己評価は、適当と認められる。

評定

b

法人の自己評価は、適当と認められる。

<p>た、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>あり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>							
<p>(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇(ウ) 業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。 (別添4-3)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求にお</p>	<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求にお</p>	<p>イ でん粉関係業務 (ア) でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求にお</p>	<p>イ でん粉関係業務 ◇(ア) でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金</p>	<p><主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算</p>	<p><評定と根拠> 評定b 概算払請求のあった全てについて、8業務日以内に交付することができた。達成度合は</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>いて、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：8業務日)</p>	<p>て、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>て、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>払請求があった66件全てについて、8業務日以内に交付した。 (別添4-4)</p>	<p>100% (66件/66件) であった。</p>					
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった64件全てについて、18業務日以内に交付した。 (別添4-5)</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2101 982 2487 1024"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="2502 982 2864 1024"> <p>b</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2101 1024 2864 1944"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価</p>	<p>b</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
<p>評価</p>	<p>b</p>									
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>										
<p>(イ)国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p>	<p>(イ)国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>(イ)国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>		<p><評価と根拠> 評価b 交付申請のあった全てについて18業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(64件/64件)であった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>					
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>										

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

◇(ウ) 業務内容等の公表

でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量の公表

分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。

s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる

a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる

b：達成度合は、100%であった

c：達成度合は、80%以上100%未満であった

d：達成度合は、80%未満であった

○(2) 需給調整・価格安定対策

◇ア 砂糖関係業務
輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表

分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。

s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる

a：達成度合は100%であり、かつ、その達成の

<主要な業務実績>

ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表した。

(別添4-6)

<主要な業務実績>

ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに公表した。

(別添4-7)

また、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、多くの担当

<評定と根拠>

評定 b

事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。

<課題と対応>

特になし

<評定と根拠>

評定 a

事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。

輸入指定糖等からの調整金徴収業務については、新型コロナウイルスの感染拡大など非常時にあっても、在宅

評定	b
法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	a
新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	

	<p>を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>ための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化することで売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p>	<p>勤務や地方事務所の活用により通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するための体制を整備することができたことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>					
<p>イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表した。 (別添4-7) また、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも、在宅勤務等により法令に基づく調整金徴収業務を確実に履行できるように、Webシステムを改修し、売買申込に係る審査を電子化</p>	<p><評価と根拠> 評価 a 事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により多くの担当職員が出勤困難となった場合でも、業務を継続し通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するためのスキームを構築するなど、業務の見直しや体制整備等をいち早く行うことができたこと</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2083 1024 2499 1071">評価</td> <td data-bbox="2499 1024 2878 1071">a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2083 1071 2878 1944"> <p>新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p> </td> </tr> </table>	評価	a	<p>新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>	
評価	a									
<p>新型コロナウイルスの感染拡大等により、多くの担当職員が出勤できなくなった場合等の非常時にも在宅勤務等により業務が継続できるよう、Webシステムの改修や、首都直下地震にも対応した業務マニュアルの作成により危機管理の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>										

				<p>することで売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きのオンライン化を完成させるとともに、令和3年11月に首都直下地震にも対応した業務継続計画について、地方事務所を活用した業務マニュアルを作成した。</p>	<p>から、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報	
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>本セグメントにおいて、決算額が予算額の86%程度となっているが、でん粉原料用かんしょの不作により交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと及び調整金収入が当初の見込を下回ったことにより国庫納付金が減少したこと等が要因である。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 (2) 需給等関連情報の提供 (3) 情報提供の効果測定		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
需給等関連情報を提供した件数	—	1,227件	1,198件	1,137件	1,189件	1,237件	
目標の期日までに提供した件数	8業務日又は翌月までの公表	1,227件	1,198件	1,137件	1,189件	1,237件	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	
情報利用者の満足度に係る指標（5段階評価、目標）	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
アンケート調査結果の平均値（実績）	—	4.1	4.1	4.2	4.2	4.2	
達成度合	—	103%	103%	105%	105%	105%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額（千円）	655,268	647,324	659,219	675,915	
決算額（千円）	559,216	518,772	525,524	515,767	
経常費用（千円）	556,555	501,354	507,531	498,526	
経常利益（千円）	6,197	26,874	53,202	55,637	
当期総利益（千円）	48,135	26,874	53,202	55,637	
行政コスト（千円）	—	501,354	507,531	498,526	
行政サービス実施コスト（千円）	416,308	—	—	—	—
従事人員数	29.30	25.32	25.32	25.32	

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業務			評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はaが1、bが6であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：7 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：6×2点＝12点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 15点 (15/14=107%) ・調査テーマの重点化については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、令和3年度情報検討委員会を、分野毎に計画どおり開催（Web開催）し、前年度の情報検討委員会で委員から出された意見等は、令和3年度に提供したレポート等に適切に反映している。また、海外情報については、JETROへの委託により北米、EU及び大洋州地域を調査対象範囲として海外情報収集・提供体制を維持することができている。 ・外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ることができた。 ・提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施できている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし	

(1) 調査テーマの重点化

需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

【指標】

情報利用者等の参画を得て開催する委員会から出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。(参考:第3期中期目標期間実績:委員会を年3回開催)

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業が新たな国際環境に置かれ、さらに世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きな影響を受けていることなどを踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和3年度の実施状況及び令和4年度の計画について検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(1) 調査テーマの重点化

◇ア 情報利用者等の参画を得て開催する委員会から出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化
s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b:取組は十分であった
c:取組はやや不十分であり、改善を要する
d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

◇イ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組
s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b:取組は十分であった
c:取組はやや不十分で

<主要な業務実績>
情報利用者等のニーズを的確に把握するため、令和4年3月に畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催(Web開催)し、令和3年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和4年度の計画について検討した。
また、前年度の情報検討委員会から得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。
さらに、海外情報については、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)への委託により北米、EU及び大洋州における調査事業を実施し、海外情報収集提供業務を行う体制を維持した。

<主要な業務実績>
外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により対面での実施が前年度に引き続き困難であったが、Teamsに加え、動画ツール(YouTube:alicチャンネル)を新たに活用することにより、

<評定と根拠>
評定b
令和3年度情報検討委員会を、分野毎に計画どおり開催した。前年度の情報検討委員会から出された意見等は、令和3年度に提供したレポート等に適切に反映することができた。
また、JETROにおける委託調査事業においては、北米、EU及び大洋州地域を調査対象範囲とした海外情報収集・提供体制を維持することができた。

<課題と対応>
特になし

<評定と根拠>
評定a
新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、対面での実施が困難であったが、TeamsやYouTube等のツールを活用して調査報告会、講演依頼や個別説明要請等に対応することができた。特に、調査報告会は、オンラインのため広く全国から参加

評定	b
----	---

法人の自己評価は、適当と認められる。

評定	a
----	---

外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼について、YouTube等の動画ツールを活用し、実施回数、参加者数を大幅に増加させ、食肉代替食品等タイムリーなテーマを取り上げ、参加者から高評価を得ることができ、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握できたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。

<p>(2) 需給等関連情報の提供 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月)</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給等関連情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p>	<p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p>	<p>あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供 ◇ア 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未</p>	<p>これらの実施回数を前年度と比べ大幅に増加させた上、調査報告会においてはコロナ禍以前の対面での開催時よりも多くの参加者を得ることができた。 ①調査報告会の開催：5回（令和2年度3回） ②外部からの講演依頼：5回（令和2年度1回） ③新聞等での引用等：1,366件（令和2年度1,491件） ④面談等による個別説明の要請等：7件（令和2年度3件） (別添5-1)</p> <p><主要な業務実績> 情報件数1,237件（うち需給関連統計情報658件、需給動向情報579件）の全てを期間内に公表した。 (別添5-2)</p>	<p>があった上、JETRO 調査員による現地の最新情報、食肉代替食品といったタイムリーなテーマを取り上げたことで、参加者から「代替肉への需要と、その理由が分かりやすく説明されていた。」など高評価を得られることができた。これらの取組により、調査成果の普及と情報ニーズの的確な把握が十分にできたことから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた期間内に迅速に公表できた。達成度合は100%（1,237件/1,237件）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2246 1115 2534 1157">評価</td> <td data-bbox="2546 1115 2867 1157">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2246 1165 2867 1978">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績:4.1)</p>	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p>	<p>満であった</p> <p>◇イ 情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等があった場合の迅速な対応 s: 取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は充分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 ◇ア アンケート調査の実施 s: 取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は充分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 情報利用者等から204件(うち国から60件、国以外から144件)の問合せがあり、情報を保有していた185件については、全て翌業務日以内に対応した。 なお、情報を保有していなかった19件については、新たなデータの収集を行い、2~11日後までに対応した。 (別添5-2)</p> <p><主要な業務実績> 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、職員による現地調査に制約がある中、国際会議へのWeb参加、JETRO調査員の活用、新たな委託先発掘を伴う委託調査件数の増加などの取組により、情報誌を休刊することなく発行した。 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 (配布4,055件、回答</p>	<p><評定と根拠> 評定b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定b 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が持続する中でも調査方法を工夫して取り組み、引き続き情報誌を休刊することなく発行し、アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														

			<p>◇イ 情報利用者の満足度</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>s:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある</p> <p>a:達成度合は、120%以上であった</p> <p>b:達成度合は、100%以上120%未満であった</p> <p>c:達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p>1,275件、回収率31.4%)(別添5-3)</p> <p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査の集計結果は5段階評価の平均値は4.2であり、目標の4.0を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畜産の情報」の評価結果:4.2 ・「野菜情報」の評価結果:4.3 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果:4.1 <p>(別添5-3)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>情報利用者の満足度は、中期計画・令和2年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は105%(4.2/4.0×100)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>◇ウ 情報提供内容等の改善等</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイムリーな情報をホームページに掲載するとともに、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				<p>情報誌に整理再掲載し、後日参照可能な資料としてのニーズに応えた。</p> <p>さらに、ホームページにおける畜産の情報のバックナンバーの検索機能について、検索範囲の拡充や検索時間の短縮といった利便性の向上に係る改修を行った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の乖離理由)						
本セグメントにおいて、決算額が予算額の76%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	6 TPP等政策大綱への対応		
業務に関連する政策・施策	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 国産農畜産物の競争力の強化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、畜産経営の安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										当期総利益（千円）				
										行政サービス実施コスト（千円）				
										従事人員数				

注) 前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、	— —	○6 TPP等政策大綱への対応 TPP等への適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であ	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> — <課題と対応> —	評定 — 評定 —	— —

	協定発効後は、当該業務を適切に実施する。	協定発効後は、当該業務を適切に実施する。		り、抜本的な改善を要する			
--	----------------------	----------------------	--	--------------	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1~2-8	2-1 業務運営の効率化による経費の削減 2-2 役職員の給与水準 2-3 調達等合理化 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 競争性、透明性の確保 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 2-4 業務執行の改善 (1) 業務全体の点検・評価 (2) 補助事業の審査・評価	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備 2-6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 (2) 効率的な事業の実施 2-7 ICTの活用による業務の効率化 2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附带事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(平成29年度業務経費(附带事務費))	平成29年度比で1.0%の抑制	平成30年度比で1.0%の抑制	令和元年度比で1.0%の抑制	令和2年度比で1.0%の抑制		
業務経費(当年度予算額)	—	2,984百万円	2,954百万円	2,924百万円	※ 3,533百万円	3,501百万円		
対前年度平均縮減率	—	—	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%		
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%		
一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(平成29年度一般管理費)	平成29年度比で3.0%の抑制	平成30年度比で3.0%の抑制	令和元年度比で3.0%の抑制	令和2年度比で3.0%の抑制		
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	254百万円	246百万円	239百万円	237百万円	231百万円		
対前年度平均縮減率	—	—	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%		
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%		
締結した契約件数(真にやむを得ない)	競争性のある契約の実施	308件	322件	269件	220件	235件		

随意契約及び少額随意契約を除く)								
競争性のある契約とした件数	—	308 件	322 件	269 件	220 件	235 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
企画競争・公募等を実施した随意契約の件数	—	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件		
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	企画競争・公募等の掲載	89 件	16 件	50 件	35 件	31 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事業数	—	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業		
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業	12 事業		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
公表回数		8 回	8 回	8 回	8 回	8 回		
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回		
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%		
新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）	—	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業		
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5 事業	3 事業	3 事業	5 事業	4 事業		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事業採択を行った件数		90 件	137 件	86 件	126 件	132 件		
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90 件	137 件	86 件	126 件	132 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
利用状況調査対象件数		45 件	38 件	30 件	25 件	8 件		
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45 件	38 件	30 件	25 件	8 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事後評価で効用が費用以下となった件数		2 件	0 件	1 件	2 件	0 件		
現地調査等を通じ改	全て改善を指導	2 件	—	1 件	2 件	—		

善を指導した件数								
達成度合	—	100%	—	100%	100%	—		
要領、実施計画及び 交付申請の合計件数	—	1,202 件	1,352 件	1,285 件	1,455 件	1,210 件		
目標業務日以内で承認 通知及び交付決定の通知 を行った件数	10 業務日以内の 承認通知及び交付 決定の通知	1,202 件	1,352 件	1,285 件	1,454 件	1,210 件		
達成度合	—	100%	100%	100%	99.9%	100%		
新規等の補助事業数		—	3 事業	4 事業	6 事業	2 事業		
評価手法導入事業数	全ての対象事業 に評価手法を導入	—	3 事業	4 事業	6 事業	2 事業		
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%		

※ 令和2年度予算額は前年度予算額にT P P 発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価									
第4 業務運営の効率化 に関する事項	第2 業務運営の効率化 に関する目標を達成する ためとるべき措置	第2 業務運営の効率化 に関する目標を達成 するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効 率化に関する目標を達 成するためとるべき措 置			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、 当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」 を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目 の評価は、A評価が1、B評価が6であり、これ らの合計数値の割合が基準となる数値*の80% 以上120%未満であることから、評価はBとし た。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の 項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：6×2点＝12点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計15点（15/14=107%） </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合 </td> </tr> </table>	評価	B	大項目（評価指標の「◎」を付したものは、 当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」 を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目 の評価は、A評価が1、B評価が6であり、これ らの合計数値の割合が基準となる数値*の80% 以上120%未満であることから、評価はBとし た。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の 項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：6×2点＝12点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計15点（15/14=107%）		評価	B	<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合	
評価	B													
大項目（評価指標の「◎」を付したものは、 当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」 を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目 の評価は、A評価が1、B評価が6であり、これ らの合計数値の割合が基準となる数値*の80% 以上120%未満であることから、評価はBとし た。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の 項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：6×2点＝12点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計15点（15/14=107%）														
評価	B													
<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合														
1 業務運営の効率化に よる経費の削減	1 業務運営の効率化に よる経費の削減	1 業務運営の効率化 による経費の削減	○1 業務運営の効率 化による経費の削減											

<p>(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>◇(1) 業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））を少なくとも対前年度比1%削減する。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上120%未満であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、3,501百万円となり、対前年度比の毎年度平均は1.0%の抑制となった。 (別添6-1)</p>	<p><評価と根拠> 評価b 令和3年度における業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、対前年度比の毎年度平均で1.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：2 評価sの小項目数：0×4点=0点 評価aの小項目数：0×3点=0点 評価bの小項目数：2×2点=4点 評価cの小項目数：0×1点=0点 評価dの小項目数：0×0点=0点 合計 4点 (4/4=100%)</p> <p>・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比1%の抑制が行われている。 ・一般管理費については、毎年度平均で対前年度比3%の抑制が行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2234 1115 2540 1157">評価</td> <td data-bbox="2540 1115 2858 1157">b</td> </tr> </table>						評価	b
評価	b						
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>							

<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>◇(2) 一般管理費の削減</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を少なくとも対前年度比3%削減する。</p> <p>s:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある</p> <p>a:達成度合は、120%以上であった</p> <p>b:達成度合は、100%以上120%未満であった</p> <p>c:達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、231百万円となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。</p> <p>(別添6-1)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、対前年度比の毎年度平均で3.0%の抑制となり、達成度合は100%であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>2 役職員の給与水準</p>	<p>2 役職員の給与水準</p>	<p>2 役職員の給与水準</p>				<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数: 1</p> <p>評定sの小項目数: 0×4点= 0点</p> <p>評定aの小項目数: 0×3点= 0点</p> <p>評価bの小項目数: 1×2点= 2点</p> <p>評価cの小項目数: 0×1点= 0点</p> <p>評価dの小項目数: 0×0点= 0点</p> <p>合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和3年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.4となり、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当(管理職手当)にあたる職員の割</p> </td> </tr> </table>	評定	B	<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数: 1</p> <p>評定sの小項目数: 0×4点= 0点</p> <p>評定aの小項目数: 0×3点= 0点</p> <p>評価bの小項目数: 1×2点= 2点</p> <p>評価cの小項目数: 0×1点= 0点</p> <p>評価dの小項目数: 0×0点= 0点</p> <p>合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和3年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.4となり、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当(管理職手当)にあたる職員の割</p>	
評定	B									
<p><評定に至った理由></p> <p>小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数: 1</p> <p>評定sの小項目数: 0×4点= 0点</p> <p>評定aの小項目数: 0×3点= 0点</p> <p>評価bの小項目数: 1×2点= 2点</p> <p>評価cの小項目数: 0×1点= 0点</p> <p>評価dの小項目数: 0×0点= 0点</p> <p>合計 2点 (2/2=100%)</p> <p>・役職員の給与水準については、昇給幅の抑制等を実施し、職員の令和3年度給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.4となり、100は超えているものの国家公務員の俸給の特別調整手当(管理職手当)にあたる職員の割</p>										

	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○2 役職員の給与水準 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 令和2年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.0となったが、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当（管理職手当）が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和3年6月30日に公表した。 令和3年度においても、引き続き管理職の昇給幅の抑制等を行ったところ、令和3年度の指数は101.4となる見込みである。</p>	<p>合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし</p> <p>＜その他事項＞ 特になし</p>				
<p>3 調達等合理化</p>	<p>3 調達等合理化</p>	<p>3 調達等合理化</p>	<p>○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p>		<p>＜評定と根拠＞ 評定b 令和2年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。</p> <p>＜課題と対応＞ 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：3 評定sの小項目数：0×4点＝0点</p> </td> </tr> </table>						評定	B	<p>＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：3 評定sの小項目数：0×4点＝0点</p>		
評定	B									
<p>＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。</p> <p>小項目の総数：3 評定sの小項目数：0×4点＝0点</p>										

<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)によるものとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、</p>	<p>◇(1)「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く)とし、分子を競争性のある契約件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった</p>	<p><主要な業務実績> 「令和 3 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約(少額随意契約を除く。)のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約(31 件)について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約(235 件)全てについて競争性の</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 随意契約等審査委員会の活用等により、機構が締結した契約のうち、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全てについて、競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100%(235 件/235 件)であった。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。</p>	<p>評定 a の小項目数 : 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数 : 3 × 2 点 = 6 点 評価 c の小項目数 : 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数 : 0 × 0 点 = 0 点 合計 6 点 (6 / 6 = 100%)</p> <p>・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるなど契約に係る競争性、透明性の確保が図られている。このほか、監事への契約状況の報告を通じ、入札・契約の適正な実施についてのチェックが十分に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
<p>評定</p>		<p>b</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>			

<p>加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(2) 競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>ある契約とした。 (別添6-2) また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。 (別添6-3)</p> <p><主要な業務実績> 競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募により実施した随意契約(31件)全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行った。 (別添6-2)</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評価と根拠> 評価b 企画競争、参加確認型公募により実施した31件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行うことができ、達成度合は100%(31件/31件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。</p> <p>【指標】 入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標)</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p>	<p>◇(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった</p>	<p><主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和2年度の契約の状況を報告し点検を受けた。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。</p> <p><課題と対応></p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

期間実績：委員会を年1回開催)	4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	4 業務執行の改善	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ○4 業務執行の改善	特になし	
						<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はaが1、bが4であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 11点 (11/10=110%)</p> <p>・業務全体の点検・評価については、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示・確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。また、外部専門家・有識者からなる第19回機構評価委員会をWeb会議により開催し、令和2年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施、委員会において、ホームページに関する指摘事項について、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られた。</p> <p>・補助事業の審査・評価については、外部専門家・有識者からなる第三者委員会をWeb会議により開催し、事業の審査・評価に十分取り組んでいる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし</p>
評価	B					

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

(1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

(1) 業務全体の点検・評価
ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

(1) 業務全体の点検・評価
◇ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価
s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b: 取組は十分であった
c: 取組はやや不十分であり、改善を要する
d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
年度計画を具体化するための工程表(具体化推進シート)を年度初めに策定し、四半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。
また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業績の点検を実施した。
(別添6-4)

<評定と根拠>
評定b
工程表に基づき四半期毎に点検・分析を行うことができた。これにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進捗状況及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。

<課題と対応>
特になし

評定	b
法人の自己評価は、適当と認められる。	

イ 令和2年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

◇イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施
s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b: 取組は十分であった
c: 取組はやや不十分であり、改善を要する
d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
令和3年6月15日に「令和2年度業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第19回機構評価委員会をWeb会議により開催し、令和2年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。

<評定と根拠>
評定b
業務実績の自己評価に当たって、第三者機関により点検・評価を受けることは独立行政法人通則法等には規定のない当機構独自の自主的取組であるが、機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。

<課題と対応>
特になし

評定	b
法人の自己評価は、適当と認められる。	

	<p>ウ 第三者機関による令和2年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。</p>	<p>◇ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b: 取組は十分であった</p> <p>c: 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>委員会では、ホームページの利便性に関する指摘があった。このため、内容が更新されていないページについて、情報を整理するとともに、常に最新の情報が公開される仕組みに見直すなど公開情報の適正化を図った。また、消費者コーナーの料理レシピについて、写真の解像度アップや材料別やジャンル別構成への見直しを行った。さらに、畜産の情報のバックナンバーの検索機能について、検索範囲の拡充や検索時間の短縮に係る改修を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 a</p> <p>ホームページに関する委員会の指摘事項を真摯に反映することで、利用者の利便性の向上につながるなど、業務運営の実質的な向上が実現できたため、a 評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第19回機構評価委員会において、ホームページに関する指摘事項があり、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</td> </tr> </table>	評定	a	第19回機構評価委員会において、ホームページに関する指摘事項があり、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	
評定	a								
第19回機構評価委員会において、ホームページに関する指摘事項があり、真摯に反映することで、利用者の利便性の向上、業務運営の向上が図られたことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。									
<p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>令和2年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>◇ア 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b: 取組は十分であった</p> <p>c: 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和2年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>補助事業の的確な進行管理とともに、令和2年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									
		<p>◇イ 第三者機関による事業の審査・評価</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>令和3年7月6日に</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									

			<p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>外部専門家・有識者からなる第 27 回補助事業に関する第三者委員会を Web 会議により開催し、事業の評価等を行った。</p>	<p>補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>					
			<p>◇ウ 必要に応じた業務の見直し s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘事項はなかった。</p>	<p><評価と根拠> 評価— <課題と対応> —</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2228 716 2534 758">評価</td> <td data-bbox="2543 716 2858 758">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2228 764 2858 1373">—</td> </tr> </table>	評価	—	—	
評価	—									
—										
<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分で</p>	<p><主要な業務実績> 令和 3 年度において実績なし</p>	<p><評価と根拠> 評価— <課題と対応> —</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2228 1379 2534 1421">評価</td> <td data-bbox="2543 1379 2858 1421">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2228 1428 2858 1940">—</td> </tr> </table>	評価	—	—	
評価	—									
—										

<p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助</p>	<p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助</p>	<p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補</p>	<p>あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保 ◇ア 分母を事業数（事業の性格・内容に照ら</p>	<p><主要な業務実績> 令和4年度当初予算</p>	<p><評価と根拠> 評価b</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：13 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：10×2点＝20点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：3） 合計 20点（20/20＝100%）</p> <p>・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。</p> <p>・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：13 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：10×2点＝20点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：3） 合計 20点（20/20＝100%）</p> <p>・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。</p> <p>・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>		評価	b	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
評価	B													
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：13 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：10×2点＝20点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：3） 合計 20点（20/20＝100%）</p> <p>・補助事業については、事業実施主体の選定に当たり、公募により事業の実施の透明性を確保しつつ、事業の進行管理システムにより事務処理手続きの迅速化が図られている。また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。</p> <p>・補助事業を適正かつ効果的に実施するための新規事業を中心とした事業説明会等の実施、定められた日数以内での交付決定の実施等については、適切に実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>														
評価	b													
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>														

<p>事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p> <p>また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>し、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。)とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未</p>	<p>に係る畜産業振興事業及び令和 3 年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっての公募を行った。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産分野：年 1 回、10 事業 (別添 6 - 5) ・野菜分野：年 3 回、2 事業 (契約野菜収入確保モデル事業、大規模契約栽培産地育成強化推進事業) <p><主要な業務実績></p> <p>補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和 3 年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産分野：年 4 回 ・野菜分野：年 4 回 	<p>畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は 100% (12 事業/12 事業) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>提供すべき事業の概要等の情報を適切にホームページにおいて公表することができた。達成度合は 100% (8 回/8 回) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	b	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>
評価	b								

<p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設</p>	<p>イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p> <p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p> <p>(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p>	<p>満であった</p> <p>◇ウ 事業説明会等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>(2) 効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 ① 畜産業振興事業において、必要のあった拡充 3 事業について、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 3 回、酪農 1 回）を、Web 方式も活用しつつ実施した。 なお、継続事業についても同様の説明会（肉畜 5 回、酪農 5 回、全 10 回）及び現地確認調査（肉畜 21 回、酪農 14 回、全 35 回）を実施した。 （別添 6－6） ② 野菜農業振興事業において、拡充事業（1 事業）及び継続事業（2 事業）について、事業実施主体に対する説明会等（21 回）及び現地確認調査（10 回）を Web 方式も活用しつつ実施した。 （別添 3－6）</p> <p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 新規・拡充事業を中心に事業説明会、現地確認調査等を計画的に行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大で対面による実施が制約される中、Web 会議を利用するなどして事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は 100%（4 事業/4 事業）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施することができた。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2228 233 2534 275">評定</td> <td data-bbox="2543 233 2858 275">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2228 281 2858 1686">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2228 1692 2534 1734">評定</td> <td data-bbox="2543 1692 2858 1734">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2228 1740 2858 1936">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
評定	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														

<p>整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。</p> <p>また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)</p>			<p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>進捗状況の管理を行った。</p> <p>(別添6-7)</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>					
	<p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>◇イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択</p> <p>分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。</p> <p>s：達成度は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。</p> <p>(費用対効果・採択件数)</p> <p>・食肉流通改善合理化支援事業 1件</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>評価基準を満たしている事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度は100%(132件/132件)であった。</p> <p><課題と対応></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2220 1417 2546 1459">評価</td> <td data-bbox="2546 1417 2864 1459">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2220 1459 2864 1936">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	<p>イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p> <p>ウ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p> <p>ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。</p>	<p>内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇エ 設置後3年目(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目)までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数と</p>	<p>(コスト分析・採択件数) ・酪農経営支援総合対策事業 26件 ・肉用牛経営安定対策補完事業 8件 ・堆肥舎等長寿命化推進事業 25件 ・畜産経営災害総合対策緊急支援事業 27件 ・酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 45件 合計 132件</p> <p><主要な業務実績> 採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。</p> <p><主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの(8件)について利用状況を確認した。</p>	<p>特になし</p> <p><評定と根拠> 評定—</p> <p><課題と対応> —</p> <p><評定と根拠> 評定b 必要な対象事業全てについて利用状況の確認を行うことができた。達成度合は100%(8件/8件)であった。</p> <p><課題と対応></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 136 2537 850"></td> <td data-bbox="2537 136 2878 850"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 850 2537 892"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="2537 850 2878 892"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 892 2537 1554"> <p>—</p> </td> <td data-bbox="2537 892 2878 1554"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1554 2537 1596"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="2537 1554 2878 1596"> <p>b</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2211 1596 2878 1946"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>			<p>評定</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>評定</p>	<p>b</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
<p>評定</p>	<p>—</p>															
<p>—</p>																
<p>評定</p>	<p>b</p>															
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>																

	<p>また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>する。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇オ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>特になし</p> <p><主要な業務実績> 目標年を3年として、いる施設1件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。 その結果、投資効率が1以下となったものはなかった。 (別添6-8)</p>	<p><評価と根拠> 評価一 投資効率1以下のものはなかった。 <課題と対応> —</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 136 2537 850"></td> <td data-bbox="2537 136 2878 850"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 850 2537 892">評価</td> <td data-bbox="2537 850 2878 892">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 892 2537 1774">—</td> <td data-bbox="2537 892 2878 1774"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1774 2537 1816">評価</td> <td data-bbox="2537 1774 2878 1816">b</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1816 2537 1946">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> <td data-bbox="2537 1816 2878 1946"></td> </tr> </table>			評価	—	—		評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	—															
—																
評価	b															
法人の自己評価は、適当と認められる。																
	<p>エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を</p>	<p>エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計</p>	<p>◇カ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請</p>	<p><主要な業務実績> 進行管理システムの活用等により、事業実施主体から要領及び事業</p>	<p><評価と根拠> 評価b 進行管理システムの活用等により、速やかな</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 1774 2537 1816">評価</td> <td data-bbox="2537 1774 2878 1816">b</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1816 2537 1946">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> <td data-bbox="2537 1816 2878 1946"></td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。							
評価	b															
法人の自己評価は、適当と認められる。																

<p>受理した日から 10 業務日以内に承認等を行う。</p>	<p>画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を 10 業務日以内とする。</p>	<p>の合計件数とし、分子をこのうち 10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数 1,210 件のうち 1,210 件が 10 業務日以内であった。 (内訳) ・畜産分野 779 件/779 件 ・野菜分野 431 件/431 件</p>	<p>事務処理を行うことができた。達成割合は 100% (1,210 件/1,210 件) であった。 <課題と対応> 特になし</p>					
<p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p>	<p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p>	<p>◇キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入 分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 令和 3 年度拡充事業である畜産経営災害総合対策緊急支援事業及び種豚等流通円滑化推進緊急対策事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の新設又は見直しを行った。 【参考】コスト分析基準の新設又は見直しを行った事業 1 新たに基準額を設定 畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち家きん経営災害緊急支援対策事業 2 基準額を追加・見直</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 新規等の補助事業について、適切な評価手法の導入を行うことができた。達成度合は 100% (2 事業/2 事業) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1872 1066 2534 1115">評価</td> <td data-bbox="2534 1066 2878 1115">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1872 1115 2878 1944">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									

			<p>◇ク 評価手法の必要に応じた改善等 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>し 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備</p> <p><主要な業務実績> 事業実施状況等を踏まえた結果、令和3年度において評価手法の改善等の必要がなかった。</p>	<p><評価と根拠> 評価一 <課題と対応> 一</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 136 2537 409">評価</td> <td data-bbox="2537 136 2878 409">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2211 409 2878 1060">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1060 2537 1113">評価</td> <td data-bbox="2537 1060 2878 1113">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2211 1113 2878 1946">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	—	—		評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	—													
—														
評価	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
	<p>カ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。 また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>カ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。 （ア） 決算上の不用理由の分析を行う。</p>	<p>◇ケ 決算上の不用理由の分析 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和2年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和3年7月6日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。 （別添6-9）</p>	<p><評価と根拠> 評価b 不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 136 2537 1060">評価</td> <td data-bbox="2537 136 2878 1060">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 1060 2537 1113">評価</td> <td data-bbox="2537 1060 2878 1113">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2211 1113 2878 1946">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	—	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。			
評価	—													
評価	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														

		<p>(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。</p>	<p>◇コ 基金の見直し s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき5基金の見直しを行った。 このうち、使用見込みの低い食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業、畜産経営維持緊急支援資金融通事業及び加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還させた。 (別添6-10)</p>	<p><評価と根拠> 評価b 基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>7 ICTの活用による業務の効率化</p>	<p>7 ICTの活用による業務の効率化</p>	<p>7 ICTの活用による業務の効率化</p>				<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評価はAとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 3点 (3/2=150%)</p> <p>・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし</p> </td> </tr> </table>	評価	A	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評価はAとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 3点 (3/2=150%)</p> <p>・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし</p>	
評価	A									
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はaであり、この数値の割合が基準となる数値120%以上であることから、評価はAとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 3点 (3/2=150%)</p> <p>・牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFFを活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし</p>										

TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

TPP等政策大綱に基づく制度改正、政府におけるテレワーク等の推進状況等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

○7 ICTの活用による業務の効率化
 s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
 a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
 b: 取組は十分であった
 c: 取組はやや不十分であり、改善を要する
 d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>

テレワークの円滑な実施のため、USB型シンクライアント機器(monoPack)等の職員への貸与期間を延長(都度貸与→長期貸与)した。
 また、砂糖・でん粉関係業務について、売買申込に係る審査を電子化するため必要なシステム改修を行い、売買申込書の受理から承諾書の発行に至る一連の手続きを完成させるとともに、財務会計システムについて、テレワーク時の経理伝票類の作成を可能とするリモート化の構築を行った。
 さらに、肉用牛交付金システムについては、機構がデータを一元的に管理することで都道府県団体がオンラインで制度対象牛を登録等することを可能とするWeb化の作業を、指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムについては、指定乳製品等の輸入者などが輸入予定から検収までの情報をWeb上で入力・閲覧することを可能とするクラウド化の構築を、それぞれ行うとともに文書管理及び会計事務の電子決裁化について、令和4年度中の運用開始に向けたシステム構築等の準備を計画的に進めた。

<評定と根拠>

評定 a
 新型コロナウイルス感染症拡大が継続し、職員が濃厚接触者として急遽在宅を余儀なくされる事態が頻発した中、USB型シンクライアント機器等の長期貸与等により、円滑にテレワークを実施することで、支障をきたすことなく業務を運営することができた。
 また、各業務システムのWeb化を計画的に推進するとともに、国のサービスを活用して業務のオンライン化を進めるなど、ICTの活用による業務運営の大幅な効率化に道筋をつけたことから、a評価とした。

<課題と対応>

特になし

評定	a
<p>牛マルキンのシステムについて、県団体とのオンライン入力化や指定乳製品等の輸入・売買に係るシステムをオンライン入力化できるように作業を進めた。このほか、令和4年度中にeMAFF等を活用した業務手続きのオンライン申請が可能となるようオンライン化の方針を策定したことは目標を上回る成果があったものと認められるためa評価とした。</p>	

<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p>	<p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p>	<p>このほか、機構業務に係る手続き等について関係者の利便性の向上、業務運営の簡素化・効率化等を図る観点から、令和3年9月に「機構業務のオンライン化に向けた基本的な推進方針」を定め、オンライン化を実施していないものについて、原則、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用することとし、令和4年度中の本格的運用に向けて、集中的に実装作業に取り組んだ。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2211 134 2537 934"></td> <td data-bbox="2537 134 2875 934"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2211 934 2537 976"> <p>評価</p> </td> <td data-bbox="2537 934 2875 976"> <p>B</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2211 976 2875 1944"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・砂糖勘定の短期借入金の借入に当たり、一般競争入札を実施したほか、借入期間を原則として1週間以内とし、変動利率（日本円TIBOR）を低く抑えることで、借入コストの削減が図られている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> </td> </tr> </table>			<p>評価</p>	<p>B</p>	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・砂糖勘定の短期借入金の借入に当たり、一般競争入札を実施したほか、借入期間を原則として1週間以内とし、変動利率（日本円TIBOR）を低く抑えることで、借入コストの削減が図られている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p>	
<p>評価</p>	<p>B</p>										
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・砂糖勘定の短期借入金の借入に当たり、一般競争入札を実施したほか、借入期間を原則として1週間以内とし、変動利率（日本円TIBOR）を低く抑えることで、借入コストの削減が図られている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p>											

3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	○8 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制(指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 短期借入金の借入れに当たり、令和3年3月15日に一般競争入札を実施(応札金融機関:3者)し、令和3年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)の平均落札利率は、0.1531%となった。 また、変動利率(日本円TIBOR)については、年末年始を除き全ての借入期間を1週間以内としたことにより、年間を通じて0.00471%となった。以上により短期借入金の金利は、0.05507%となった。(短期プライムレート:1.475%)	＜評定と根拠＞ 評定b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	＜その他事項＞ 特になし
						評定

<p>4. その他参考情報</p> <p>(契約に係る事務手続等)</p> <p>契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。</p> <p>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。</p> <p>また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」(19農畜機第4914号)及び「複数年度契約について」(20農畜機第3538号)により適切に措置している。</p> <p>(第三者への再委託)</p> <p>委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和3年度においては20件(少額随意契約を除く。)について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。</p>
--

(一者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②ICT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したが、結果、一者応札は 39 件（前年度 40 件）となった。

(法人の長に対する報告)

令和 3 年 6 月 9 日に開催された第 13 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和 3 年度は指摘なし

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0158、0159、0161、0163、0164、0174、0190

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもB評価であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）</p> <p>中項目の総数：2</p> <p>評価Sの中項目数：0×4点＝0点</p> <p>評価Aの中項目数：0×3点＝0点</p> <p>評価Bの中項目数：2×2点＝4点</p> <p>評価Cの中項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価Dの中項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 4点（4/4＝100%）</p>	評価	B
評価	B							
1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由></p> <p>小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p>	評価	B
評価	B							

<p>行する。</p>						<p>小項目の総数：2 評定 s の小項目数：0×4点＝0点 評定 a の小項目数：0×3点＝0点 評価 b の小項目数：2×2点＝4点 評価 c の小項目数：0×1点＝0点 評価 d の小項目数：0×0点＝0点 合計 4点（4／4＝100%）</p> <p>・収益化単位の業務整理を行うとともに、予算と実績の管理を行い、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示できる体制が整備されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>				
<p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p>	<p>独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p>	<p>◇（1）収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」（平成28年3月31日付け27農畜機第5928号）等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開</p>	<p>◇（2）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s：取組は充分であり、</p>	<p><主要な業務実績> 令和2年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 令和2年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づく</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

示する。	示する。	示する。	かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を行った。	セグメント情報の開示を行うことができた。 <課題と対応> 特になし					
2 資金の管理及び運用	5 資金の管理及び運用	5 資金の管理及び運用	○2 資金の管理及び運用			<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:15%">評価</td> <td style="width:85%">B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・事業資金等について、流動性の確保と元本保全を第一義としつつ、効率的な運用が行われている。また、資金の管理運用に関し、理事長を長とする資金管理委員会において、適切な資金管理のための方針決定や実績確認が行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:15%">評価</td> <td style="width:85%">b</td> </tr> </table>	評価	B	評価	b
評価	B									
評価	b									
資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用（指標＝毎月2回以上の運用、有価証券による運	<主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支	<評価と根拠> 評価b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。	法人の自己評価は、適当と認められる。				

		<p>(1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>用の実施)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)</p>	<p>払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。</p> <p>また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p> <p>(別添7-1、7-2、7-3)</p>	<p>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>(資金の保有状況等)</p> <p>畜産関係の資金として、調整資金 817 億円及び畜産業振興資金 2,178 億円 (関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 385 億円を令和3年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。</p> <p>(関連会社等に対する出資)</p> <p>関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。これらについては、令和3年5月～9月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。(別添7-4、7-5、7-6)</p> <p>(関連会社等との契約の状況)</p> <p>関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	35,612	31,118	22,283	9,131	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	608	880	4,855	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	351	586	553	592	
当期の運営費交付金交付額(a)	2,441	2,608	2,653	2,699	
うち年度末残高(b)	351	235	292	331	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14.4	9.0	11.0	12.3	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870	870	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	0	75	179	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188	294	200	176	
当期の運営費交付金交付額(a)	793	737	633	674	
うち年度末残高(b)	188	106	94	82	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23.7	14.4	14.8	12.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27,622	25,293	17,078	7,181	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	354	414	564	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80	162	152	160	
当期の運営費交付金交付額(a)	357	489	601	594	
うち年度末残高(b)	80	83	69	108	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22.4	17.0	11.5	18.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60	86	143	180	
当期の運営費交付金交付額(a)	926	1,007	1,035	1,039	
うち年度末残高(b)	60	27	99	94	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6.5	2.7	9.6	9.0	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960	2,960	2,341	1,080	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	254	388	408	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50	68	
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331	337	
うち年度末残高(b)	15	15	28	41	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8	8.5	12.2	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161	1,994	1,994	—	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	0	4	3,705	
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8	8	
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54	55	
うち年度末残高(b)	9	5	3	5	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.7	8.2	5.6	9.1	

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
—	第4 短期借入金の限度額	第4 短期借入金の限度額	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			評価	B
	1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限	1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限	○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。	<評価と根拠> 評価— <課題と対応>	<p>大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、B評価が1であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>（※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）</p> <p>中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：0×3点＝0点 評価Bの中項目数：1×2点＝2点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 2点（2/2＝100%）</p>	
						評価	—
						—	

	<p>度額は、単年度 4 億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。</p>	<p>度額は、4 億円とする。</p> <p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。</p>	<p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>○ 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	-	-	<table border="1" data-bbox="2199 667 2878 716"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数： 1</p> <p>評価 s の小項目数： 0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・ 砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は当省において決定するため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、法人が制度を的確に実施する上で、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借り入れたものであり、借入に至った理由は適切であったと認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p>	評価	B
評価	B							

				<p><主要な業務実績></p> <p>期中における短期借入金残高（最高額 420 億円）は借入限度額の範囲内であった。</p> <p>具体的には、期首の借入金残高 287 億円及び交付金支払不足額 507 億円のうち、376 億円を調整金収入等により償還し、残りの 418 億円について借換えを行った。</p> <p>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】</p> <p><30年度>169億円 <元年度>251億円 <2年度>287億円 <3年度>418億円</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>機構は、輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。</p> <p>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足について借り入れたものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b							

	<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。</p>	<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、借入れの必要はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定— <課題と対応> —</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2199 134 2540 191">評定</td> <td data-bbox="2540 134 2878 191">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2199 191 2878 934">—</td> </tr> </table>	評定	—	—	
評定	—									
—										

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 令和3年度においては、調整金等収入 406 億円に対し、交付金等支出 497 億円で 91 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和3年度末における砂糖勘定の主な繰越欠損金は 455 億円となった。 (別添 7-7)</p>

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0161

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	理由
	—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予			評価 B 大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもB評価であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：0×3点＝0点 評価Bの中項目数：2×2点＝4点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 合計4点（4/4＝100%）	評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることか

	<p>算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p>	<p>算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p>	<p>及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等 1,007 百万円を令和 3 年 10 月 28 日に国庫納付した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>ら、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点 = 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 2 点 (2 / 2 = 100%)</p> <p>・緊急的な経済対策として、平成 24、25、26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等の不要となる資金については、令和 3 年 10 月に国庫納付されており、適切に実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1" data-bbox="2199 1066 2878 1115"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> <table border="1" data-bbox="2199 1556 2878 1604"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点</p>	評価	b	評価	B
評価	b									
評価	B									
<p>平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度</p>	<p>平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度</p>	<p>平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果</p>	<p>○2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果</p>							

	<p>予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。</p>	<p>予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。</p>	<p>があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成23年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等11百万円を令和3年4月28日、7月30日、10月28日及び令和4年1月27日に国庫納付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<p>評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・平成23年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した、肉用牛肥育経営緊急支援事業について、国庫納付が適切に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1" data-bbox="2199 804 2878 846"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b							

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評価と根拠> 評価— <課題と対応> —	評価	—

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	<評価と根拠> 評価— <課題と対応> —	評価	—

4. その他参考情報
特になし

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8-1～8-8	8-1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 (2) コンプライアンスの推進 8-2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 8-3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	8-4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化 8-5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 8-6 施設及び設備に関する計画 8-7 積立金の処分に関する事項 8-8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0164

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
情報提供した事項に対する照会件数	—	3件	3件	5件	2件	1件			
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3件	3件	5件	2件	1件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
生産者等への資金に係る情報公表回数	—	2回	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回	2回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	—	4回	4回	4回	4回	4回			
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公	4回	4回	4回	4回	4回			

	表							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
機構からの補助金により造成された基金数	—	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金		
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	7 基金	7 基金	6 基金	5 基金	5 基金		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	理由
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評価	B
							<p>大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、A評価が1、B評価が5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値*の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。）</p> <p>中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：5×2点＝10点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 13 点（13/12=108%）</p>	
	1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化			評価	B
							<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上</p>	

						<p>120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：7</p> <p>評価sの小項目数：0×4点＝0点</p> <p>評価aの小項目数：0×3点＝0点</p> <p>評価bの小項目数：7×2点＝14点</p> <p>評価cの小項目数：0×1点＝0点</p> <p>評価dの小項目数：0×0点＝0点</p> <p>合計 14点 (14/14=100%)</p> <p>・内部統制の充実・強化については、法人に期待される役割を果たしていくため、内部統制委員会を開催し、PDCAサイクルによる確実な検証、業務の改善の検討を行っている。また、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知している。さらに行動憲章の浸透に向け、周知週間の設定、役職員が自らの行動目標を検討する等、意識向上を図っている。</p> <p>・法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査が実施されており、理事長によるマネジメントの下、業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。</p> <p>・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき実施され、外部のコンプライアンス推進相談等窓口の適切な運用等、各種取組が適切に行われている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>
--	--	--	--	--	--	---

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

(1) 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。
ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

(1) 内部統制の充実・強化

◇ア 内部統制の推進
s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b : 取組は十分であった
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

◇イ 役員会の開催
s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
b : 取組は十分であった
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
令和3年5月31日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和元年度の点検結果のフォローアップ及び令和2年度のモニタリング結果の点検を行った。また、平成30年度に策定した内部統制に関する改善方針に係る具体化方策の対応状況の点検を併せて行った。
また、行動憲章の浸透をさらに促進するため、行動憲章周知週間(11/8~12)を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の5つの指針について自らの行動目標を記載させ、その実践に資するため幹部会・イントラネットで紹介した。

<主要な業務実績>
財務諸表の承認申請、業務方法書の変更認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を10回開催し、審議を行った。

<評定と根拠>
評定b
内部統制委員会を開催し各種取組に関する点検等を通じ、PDCAサイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章のさらなる浸透に向け、指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職員の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。

<課題と対応>
特になし

<評定と根拠>
評定b
役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分に取り組むことができた。

<課題と対応>
特になし

評定	b
----	---

法人の自己評価は、適当と認められる。

評定	b
----	---

法人の自己評価は、適当と認められる。

		<p>ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、テレワーク等の取組を推進する。</p>	<p>◇ウ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>組織に与えられたミッションを有効かつ効果率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、創立記念行事や仕事始めの理事長メッセージについては、引き続き、対面ではなく動画配信により伝達した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>幹部会を定期的に開催し、その内容をイントラネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2205 226 2531 275">評定</td> <td data-bbox="2531 226 2878 275">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 275 2878 1287">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
		<p>エ 令和3年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>◇エ 内部監査の実施</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>内部監査年度計画（令和3年3月23日付け2農畜機第7152号）に基づき、調査情報部、酪農乳業部、総務部及び特産調整部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p> <p>（別添8-1）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2205 1287 2531 1335">評定</td> <td data-bbox="2531 1287 2878 1335">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 1335 2878 1946">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

◇オ リスク管理対策の推進
 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
 a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
 b：取組は十分であった
 c：取組はやや不十分であり、改善を要する
 d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
 令和3年9月13日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。
 また、令和3年11月18日～12月24日に職員（臨時職員を含む）を対象として、業務上発生する事務ミス防止に必要な心構えと具体的な方策等を習得し、業務遂行上のリスクを自ら適切かつ効果的に管理する仕組みの理解を促す研修について、動画視聴及び個人ワークにより実施した。

<評定と根拠>
 評定b
 計画どおりリスク管理委員会等を開催し、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。

<課題と対応>
 特になし

評定	b
法人の自己評価は、適切と認められる。	

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

◇カ 個人情報保護対策の推進
 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
 a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
 b：取組は十分であった
 c：取組はやや不十分であり、改善を要する
 d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
 令和3年7月27日に開催された個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員9名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島：5月から8月及び10月）。
 令和3年7月26日～8月24日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護についてセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。
 また、メール誤送信に

<評定と根拠>
 評定b
 個人情報保護に関する研修、認識度調査、個人情報保護管理担当者の自己点検及びその結果に対する指導、メール誤送信に係る具体的な対策の実施等を通じて、個人情報保護対策を推進することができた。

<課題と対応>
 特になし

評定	b
法人の自己評価は、適切と認められる。	

	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和3年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>◇(2) コンプライアンスの推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>よる個人情報漏えい対策として、全役職員に対し、意識改革に資するよう個人情報漏えいの防止を図る上での心構えのほか、これまでに発生した事例等や再発防止対策（強制BCC導入）について、12月16日に対面及びWebにより説明会を行った。</p> <p>このほか、令和4年2月9日から3月2日に、個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>令和3年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運用、eラーニング研修の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における啓発、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、令和4年3月10日にコンプライアンス委員会を開催し、令和3年度コンプライアンス推進計画の実施状況を</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>令和3年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスを推進することができた。</p> <p>また、令和3年度コンプライアンス推進計画の実施状況をコンプライアンス委員会において報告するとともに、令和4年度コンプライアンス推進計画を策定することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2208 1024 2534 1066">評定</td> <td data-bbox="2534 1024 2878 1066">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2208 1066 2878 1944">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>報告するとともに、令和4年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。 (別添8-2、8-3)</p>				
						<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B
評価	B							
						<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：4 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：4×2点＝8点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 8点（8/8＝100%）</p> <p>・職員の人事に関する方針については、勤務状況管理システムにより職員の勤務管理の効率化が図られたほか、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度が適切に実施されている。 ・業務運営能力等の向上については、職員の総合的能力を養成するための階層別研修、専門的能力を養成するための専門別研修を年間を通じて計画的に十分実施されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>		
<p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職</p>	<p>(1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職</p>	<p>◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等) s：取組は十分であり、</p>	<p><主要な業務実績> 勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人</p>	<p><評価と根拠> 評価b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b							
						<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>		

<p>員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。 また、令和3年度において3名の新規採用及び1名の任期付職員採用を行った。 なお、新規採用にあたっては、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、新たにWeb形式による会社説明会等を実施する等により採用業務と感染症対策の両立を図った。</p>	<p>人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施することができた。</p>			
	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p>	<p>◇(2) 人員に関する指標 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は229人となった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2246 1024 2531 1066">評価</td> <td data-bbox="2543 1024 2867 1066">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b							
	<p>[参考1] 期初の常勤職員数の見込み237人 期末の常勤職員数の見込み250人(期初の常勤職員数にTPP11協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数13人を加えた数)</p>		<p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p>		<p><課題と対応> 特になし</p>	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>		
	<p>[参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み10,643百万円</p>							

<p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p>	<p>(3) 業務運営能力等の向上</p>							
<p>ア 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>ア 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。 (ア)初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等 (イ)一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等 (ウ)管理職研修として、新任管理職研修等</p>	<p>◇ア 階層別研修の実施 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 令和3年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農村派遣研修については実施を見合わせた。 ア 新聞購読研修（11月～3月、令和4年度新規採用予定者8名） イ 採用時衛生研修（4月、7月、令和3年度新規採用者等4名） ウ 業務概要習得研修（4月、7月、令和3年度新規採用者等4名） エ ビジネスマナー研修（4月、令和3年度新規採用者3名） オ 初任者現地研修（11、12月、令和3年度新規採用者等延べ18名） 一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能</p>	<p><評定と根拠> 評定b 階層別に求められる職員の総合的能力を養成するための、階層別研修を概ね計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2208 541 2531 583">評定</td> <td data-bbox="2531 541 2867 583">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2208 583 2867 1982">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									

				<p>力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 係員研修（4、7、12月、78名）</p> <p>イ 係長研修（2月、34名）</p> <p>ウ 行政実務研修（7～6月、3名）</p> <p>エ 中堅職員（課長補佐）研修（3月、22名）</p> <p>オ 上級中堅職員（課長代理）研修（2月、25名）</p> <p>カ IT リテラシー向上研修（8～2月、27名）</p> <p>キ 統計分析研修（5、7、8、1月、5名）</p> <p>ク 情報提供技術向上研修（11、12、1月、7名）</p> <p>ケ TOEIC IP テスト（5、6月、12名）</p> <p>コ 役員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修（7、9月、156名）</p> <p>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新任管理職研修（5、6、8、9、10、11、1、2月、9名）</p> <p>イ 評価者研修（4、8、11月、62名）</p> <p>ウ メンタルヘルス研修（2月、94名）</p>	
--	--	--	--	---	--

イ 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。

イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。
 (ア)会計関連研修として、会計事務職員研修
 (イ)広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修
 (ウ)総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修
 (エ)監査関連研修として、内部監査研修等
 (オ)調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、
 (カ)畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修

◇イ 専門別研修の実施
 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった
 a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった
 b : 取組は十分であった
 c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
 d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>
 職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。
 ・会計関連研修
 会計事務職員研修 (9~11月、1名)
 ・予算編成支援システム研修 (11月、1名)
 ・広報・システム関連研修
 ア 広報研修 (9月、1名)
 イ 情報ネットワーク維持管理研修 (9月、2名)
 ・総務・人事関連研修
 ア 衛生管理者養成研修 (10月、1名)
 イ 個人情報保護研修 (7月、9名)
 ウ 上記に加え、公文書管理研修 (5、12月、2名) 及びメンタルヘルスマネジメント研修 (2月、2名)
 ・監査関連研修
 ア 内部監査研修 (12月、1名)
 ・調査情報関連研修
 ア 語学力向上研修 (5~3月、7名)
 イ JETRO 派遣 (海外派遣を含む) 研修 (4~3月、3名)
 ・畜産関連研修
 ア 中央畜産技術研修 (11月、2名)
 イ 食肉基礎研修 (10月、5名)
 ・貿易実務研修 (9月、5名)

<評定と根拠>
 評定 b
 職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおり実施することができた。
 <課題と対応>
 特になし

評定	b
法人の自己評価は、適当と認められる。	

<p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく</p>	<p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく</p>	<p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく</p>	<p>○3 情報公開の推進</p> <p>◇ (1) 照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s：達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組</p>	<p><主要な業務実績> 情報提供した事項に対して照会のあった 3 件について、3 件とも翌業務日以内に回答した。（別添 8-4）</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 照会のあった 3 件とも、翌業務日以内に対応することができた。達成度合は 100%（3 件/3 件）であった。</p> <p><課題と対応></p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数：6 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：6 × 2 点 = 12 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 12 点（12/12=100%）</p> <p>・情報開示及び照会事項への対応については、照会事項に対して、翌業務日以内に確実に対応している。</p> <p>・資金の流れ等についての情報公開の推進については、全ての資金について、計画どおりホームページに公表するとともに、法人からの補助対象者等についても、適切に公表している。また、令和 2 年度の実績については、国からの交付額、畜産振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数：6 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：6 × 2 点 = 12 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 12 点（12/12=100%）</p> <p>・情報開示及び照会事項への対応については、照会事項に対して、翌業務日以内に確実に対応している。</p> <p>・資金の流れ等についての情報公開の推進については、全ての資金について、計画どおりホームページに公表するとともに、法人からの補助対象者等についても、適切に公表している。また、令和 2 年度の実績については、国からの交付額、畜産振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>		評価	b	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
評価	B													
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数：6 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：6 × 2 点 = 12 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 12 点（12/12=100%）</p> <p>・情報開示及び照会事項への対応については、照会事項に対して、翌業務日以内に確実に対応している。</p> <p>・資金の流れ等についての情報公開の推進については、全ての資金について、計画どおりホームページに公表するとともに、法人からの補助対象者等についても、適切に公表している。また、令和 2 年度の実績については、国からの交付額、畜産振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表している。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>														
評価	b													
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>														

<p>情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 (ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。</p>	<p>内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以上 100% 未満であった d : 達成度合は、80% 未満であった</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇ (ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を 9 月末までに公表した回数とする。 s : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100% であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100% であった c : 達成度合は、80% 以</p>	<p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和 3 年 9 月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり 9 月末までに公表することができた。達成度合は 100% (2 回/2 回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2243 1201 2534 1247">評定</td> <td data-bbox="2546 1201 2855 1247">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2243 1255 2855 1938">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業別、地域別の総額を令和3年9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%(2回/2回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2205 317 2534 359">評定</td> <td data-bbox="2534 317 2878 359">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 359 2878 1241">法人の自己評価は、適切と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適切と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適切と認められる。										
<p>特産関係(砂糖・でん粉)の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>特産関係(砂糖・でん粉)については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 計画どおり四半期の終了月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%(4回/4回)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2205 1241 2534 1283">評定</td> <td data-bbox="2534 1241 2878 1283">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 1283 2878 1946">法人の自己評価は、適切と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適切と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適切と認められる。										

<p>また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況を、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況を、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。</p>	<p>ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況を、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。</p>	<p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 基金管理基準に基づき、以下の5基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和3年11月6日にホームページにおいて公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金 ⑤加工原料乳生産者積立金</p>	<p><評定と根拠> 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。達成度合は100%（5基金/5基金）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極</p>	<p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容</p>	<p><主要な業務実績> 令和2年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で令和3年9月15日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 令和2年度の畜産業振興事業の実績について、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、分かりやすい内容で9月末までに公表することができた。達成度合は100%（1回/1回）であった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

4 消費者等への広報	的な説明を行う。	4 消費者等への広報	<p>が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>○ 4 消費者等への広報</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> </tr> </table>	評価	A
						評価	A	
<p><評価に至った理由> 小項目の評価は a が 3、b が 2 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 120%以上であることから、評価は A とした。</p> <p>小項目の総数：5 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：3 × 3 点 = 9 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点 = 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 13 点 (13/10=130%)</p> <p>・消費者等への情報提供については、広報誌について、情報発信の維持・強化の取組として、紙媒体を廃止して、Web 配信に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月増加させるとともに、農畜産業や法人業務への理解を深め法人のファンを増やすため、Facebook により随時情報発信を行っている。</p> <p>また、消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーを YouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ている。</p> <p>・ホームページの機能強化については、アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用している。</p> <p>また、広報誌について、消費者等が手軽に閲覧できるようにデジタルブックを新規導入したほ</p>								

<p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。</p> <p>また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>(1) 消費者等への情報提供</p> <p>◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策やコロナ禍における情報発信の方法等を検討した。 (別添8-5)</p>	<p><評定と根拠> 評定b ホームページ等の改善を図るため、広報推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討し、広報活動の改善・強化に努めることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>か、畜産の情報のバックナンバーの検索機能向上等を行った。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> <table border="1" data-bbox="2217 1155 2858 1197"> <tr> <td>評定</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評定	b
評定	b							

<p>ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。</p>	<p>イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>◇イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を令和4年1月に実施した。(全国15歳以上の男女、有効サンプル数は200名) (別添8-6)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 令和4年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。 <課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2223 142 2534 184">評定</th> <td data-bbox="2543 142 2846 184">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2223 184 2846 934"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評定	b	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
評定	b								
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>									
		<p>◇ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> アンケート調査の結果等を踏まえ、野菜業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ(Q&A)をアニメーション化して動画共有サイト(YouTube)により動画を配信した。 また、「消費者コーナー」の料理レシピについて、写真の解像度をアップしたほか、閲覧者がレシピを検索しやすいよう、材料別やジャンル別に整理するなど構成を見直した。 さらに、広報誌について、紙媒体を廃止してWeb配信に一本化した上で、発行頻度を従来の隔月から毎月を増やすとともに、Facebookによる</p>	<p><評定と根拠> 評定a 文字を中心とした既存の業務紹介コンテンツをアニメーション化して動画で配信するなどにより、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。 また、広報誌について、新型コロナウイルス感染拡大により、配布先での紙媒体による閲覧機会の減少や加速するデジタル化の動きを踏まえ、媒体の完全Web化と月刊化で情報発信の維持・強化に取り組むことができたことから、a評価とした。</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="2223 940 2534 982">評定</th> <td data-bbox="2543 940 2846 982">a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2223 982 2846 1936"> <p>広報誌について、情報発信の維持・強化の取組として、紙媒体を廃止して、Web配信に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月を増加させるとともに、農畜産業や法人業務への理解を深め法人のファンを増やすため、Facebookにより随時情報発信を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p> </td> </tr> </table>	評定	a	<p>広報誌について、情報発信の維持・強化の取組として、紙媒体を廃止して、Web配信に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月を増加させるとともに、農畜産業や法人業務への理解を深め法人のファンを増やすため、Facebookにより随時情報発信を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>	
評定	a								
<p>広報誌について、情報発信の維持・強化の取組として、紙媒体を廃止して、Web配信に一本化した上で発行頻度を隔月から毎月を増加させるとともに、農畜産業や法人業務への理解を深め法人のファンを増やすため、Facebookにより随時情報発信を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>									

	<p>イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>◇エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>情報発信についても、機構の認知度向上と農畜産業や機構業務への理解を深め、機構のファンを増やすため、引き続き取り組んだ。</p> <p><主要な業務実績> 搾乳ロボット技術等を活用したスマート酪農業に対する、消費者等の理解を促進するため、Web 会議を利用した関係者との意見交換会を開催した。 （別添 8-7） また、alic セミナーを 5 回開催し、動画共有サイト（YouTube:alic チャンネル）や Web 会議を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 （別添 8-8、8-9）</p>	<p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 a 意見交換会については、コロナ禍により生産現場へ赴いての開催が難しい中、Web 方式でも現場の実情が理解できるよう効果的な動画を視聴してもらうなどの工夫により、参加者からは、酪農業の現状と機械導入の必要性等スマート酪農業への理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページ等を通して広くフィードバックされ、省力化機械装置の導入による持続可能な酪農経営や機構業務等への理解の促進を図ることができた。 また、alic セミナーでは、動画共有サイト（YouTube）や Web 会議方式により、海外（ブリュッセル、シドニー）から生の情報をリアルタイムで配信したことや、国際果実野菜年や各国の食肉代替食品の消費動向といったタイムリーなテーマを取り上げたことにより、参加者アン</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2205 451 2537 493">評定</td> <td data-bbox="2537 451 2878 493">a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 493 2878 1944"> <p>消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーを YouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ていることは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</p> </td> </tr> </table>	評定	a	<p>消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーを YouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ていることは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</p>	
評定	a									
<p>消費者等の農畜産物や法人業務に関する理解促進等のため、alic セミナーを YouTube 等でリアルタイム配信したことや、国際果実野菜年や食肉代替食品の消費動向等、タイムリーなテーマを取り上げることにより、参加者からの高評価を得ていることは目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</p>										

	<p>(2) ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるように、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(2) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。 ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。 イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。 ウ 農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者等がホームページ等に広告を掲載する機会を提供する。</p>	<p>◇(2) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 (別添8-10) また、広報誌について、消費者等がパソコンやスマートフォン等で手軽に閲覧できるデジタルブックを新たに導入したほか、畜産の情報のバックナンバーの検索機能について、検索範囲の拡充や検索時間の短縮のための改修を行うなどホームページの機能強化を図った。 さらに、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載について、対象者の要件を緩和し、ホームページ5者、情報誌のメールマガジン2者へ掲載の機会を提供した。</p>	<p>ケートにおいて高評価を得ることができた。 これらのように工夫した取組ができたことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 a ホームページのアクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。 また、広報誌については、デジタルブックの導入で紙面の拡大やページめくり等が可能となるなど、パソコンやスマートフォン等での見やすさが改善した。 また、畜産の情報のバックナンバーの検索機能強化により、利用者の利便性の向上につながることができた。 これらのように工夫した取組ができたことから、a評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2205 541 2546 583">評定</td> <td data-bbox="2546 541 2878 583">a</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 583 2878 1944"> <p>アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、法人内各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用していることや、広報誌について、消費者等が手軽に閲覧できるようにデジタルブックを新規導入したほか、畜産の情報のバックナンバーの検索機能向上等を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p> </td> </tr> </table>	評定	a	<p>アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、法人内各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用していることや、広報誌について、消費者等が手軽に閲覧できるようにデジタルブックを新規導入したほか、畜産の情報のバックナンバーの検索機能向上等を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>	
評定	a									
<p>アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、法人内各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用していることや、広報誌について、消費者等が手軽に閲覧できるようにデジタルブックを新規導入したほか、畜産の情報のバックナンバーの検索機能向上等を行ったことは目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</p>										

<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これ</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、こ</p>	<p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セ</p>	<p>○ 5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>◇ (1) 情報セキュリティ対策の向上 （指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p>	<p><主要な業務実績> 令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。 ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組及び情報機器等の更改・導入を計画どおり実施する</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数：2 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点 = 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点（4 / 4 = 100%）</p> <p>・情報セキュリティ対策については、令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 また、自己点検において、テレワーク時の情報セキュリティ対策について必要な指導を行っている。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p> </td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数：2 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点 = 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点（4 / 4 = 100%）</p> <p>・情報セキュリティ対策については、令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 また、自己点検において、テレワーク時の情報セキュリティ対策について必要な指導を行っている。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>		評価	b	<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	
評価	B													
<p><評価に至った理由> 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80% 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。</p> <p>小項目の総数：2 評価 s の小項目数：0 × 4 点 = 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点 = 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点 = 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点 = 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点 = 0 点 合計 4 点（4 / 4 = 100%）</p> <p>・情報セキュリティ対策については、令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施している。 また、自己点検において、テレワーク時の情報セキュリティ対策について必要な指導を行っている。 ・緊急時を含めた連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施されていた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>														
評価	b													
<p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>														

<p>に基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>れに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>キュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価から得られた共通的な留意点については、次年度の自己点検計画に反映させることとした。</p> <p>② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策、ICT リテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知した。また、メール誤送信対策として、添付ファイルにパスワードを自動的に付与する仕組みや強制 BCC を導入した。</p> <p>④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するための、セキュリティ診断及び運用状況や今後の更新等の予定・進捗を確認するためのヒアリングを実施した。</p> <p>⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、プロキシ</p>	<p>ことができた。</p> <p>また、情報セキュリティ委員会において、令和3年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和4年度と同計画を策定し PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

	<p>(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やか</p>	<p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。</p>	<p>◇(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>(指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p>	<p>サーバ、IPSによる外部監視サービス、ファイル暗号化システム及び振舞検知ソフトの運用を継続した。また、基幹システムを安定稼働するための情報セキュリティ機器（集中型UPS（無停電電源装置）・IT資産管理システム等）の更改を実施した。</p> <p>⑥ 令和2年度に実施されたNISCによる情報セキュリティ監査のフォローアップ（マネジメント監査、ペネトレーションテスト）に適切に対応し、指摘事項について全て措置済みとなった。</p> <p>また、令和4年3月16日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和3年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和4年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情</p> <table border="1" data-bbox="2205 1591 2878 1944"> <tr> <td data-bbox="2205 1591 2531 1640">評価</td> <td data-bbox="2531 1591 2878 1640">b</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2205 1640 2878 1944">法人の自己評価は、適当と認められる。</td> </tr> </table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	に農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	報交換を的確に実施することができた。 <課題と対応> 特になし			
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	—	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>—</td> </tr> </table>	評価	—
評価	—							
—	7 積立金の処分に関する事項	7 積立金の処分に関する事項	○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。</p> <p>小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p> <p>・前期中期目標期間繰越積立金については、該当する勘定においてそれぞれ適切に管理されている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	評価	B
評価	B							
	畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年	畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、	<主要な業務実績> （畜産勘定） 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金870百	<評価と根拠> 評価b 前期中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> </tr> </table> <p>法人の自己評価は、適当と認められる。</p>	評価	b
評価	b							

	<p>法律第 126 号。以下「機構法」という。) 附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規定する業務、同条第 5 号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和 63 年法律第 98 号) 第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>法律第 126 号。以下「機構法」という。) 附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからヘまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びヘに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和 63 年法律第 98 号) 第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>万円は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項に基づき管理している。</p> <p>(補給金等勘定) 令和 2 年度決算において 8,215 百万円の当期純損失を計上したため、機構法第 10 条第 1 号ロからヘまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金 (2 年度末残高 17,078 百万円) を充てた。</p> <p>(でん粉勘定) 令和 2 年度決算において、599 百万円の当期純損失を計上したため、前中期目標期間繰越積立金 (2 年度末残高 2,341 百万円) を充てた。</p> <p>(肉用子牛勘定) 令和 2 年度決算において 3,701 百万円の当期純利益を計上したため、肉用子牛生産安定等特別措置法第 3 条第 1 項に規定する業務への前中期目標期間繰越積立金 (2 年度末残高 1,994 百万円) の充当実績はなかった。</p>	<p>給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>6 長期借入れを行う場合の留意事項</p> <p>機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>8 長期借入れを行う場合の留意事項</p> <p>機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>—</p>	<p>○8 長期借入れを行う場合の留意事項</p> <p>長期借入金の極力有利な条件での借入れ</p> <p>s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は充分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>長期借入れは行わなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定—</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	評定	—	—		評定	—	—	
評定	—													
—														
評定	—													
—														

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>